

衆議院国土交通委員会ニュース

平成 26.10.31 第 187 回国会第 5 号

10 月 31 日（金）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 19 号）

- ・太田国土交通大臣、うへの国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・荒井聰君外 2 名（民主、みんな）提出の修正案について、提出者後藤祐一君（民主）から趣旨説明を聴取しました。
- ・修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。
（賛成—民主、維新、みんな 反対—自民、公明、次世代、共産）
- ・原案について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成—自民、民主、維新、公明、次世代、みんな、共産）
- ・金子恭之君外 5 名（自民、民主、維新、公明、次世代、みんな）から提出された附帯決議案について、杉本かずみ君（みんな）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成—自民、民主、維新、公明、次世代、みんな、共産）

（質疑者及び主な質疑内容）

村岡敏英君（維新）

- ・本年 8 月広島市の土砂災害や昨年 8 月仙北市での土砂災害でも、事前に土砂災害警戒警報が発表されたが、避難勧告が出されたのは土砂災害が発生した後となっている。土砂災害警戒情報が発表された場合に、どのタイミングで避難勧告を出すべきかは大変難しい問題だが、国土交通省として、この問題に今後どのように取り組むのか。
- ・国からの気象情報や地形データ等を基に、実際に基礎調査や避難勧告を行う地方公共団体によってレベルの差があるため、まずは全国の地方のレベルを揃えるべく、国が積極的に地方公共団体に対する指導を行うべきではないか。

岩永裕貴君（維新）

- ・本法律案では、都道府県に対し、基礎調査についての是正要求のみを規定しているが、区域指定を促進し、住民の安全を確保する観点から、区域指定についても是正要求の対象とすべきではないか。
- ・社会資本整備重点計画では、土砂災害警戒区域指定数を平成 28 年度末までに 46 万箇所にする目標を定めている。これは平成 24 年に定めた目標であり、広島市での土砂災害等を踏まえ、目標値をもっと上げるべきではないか。

穀田恵二君（共産）

- ・土砂災害の恐れのある地域に立地する災害時要援護者関連施設の現状を国として把握しているのか。また、1998

年及び 2009 年の土砂災害を受けてこれらの施設に対する土砂災害対策を講じてきたが、その後の進捗状況はどのようなになっているか。

- ・基礎調査、土砂災害警戒区域等の指定を促進する観点から、各都道府県が必要としている支援措置を把握するため、意見を聴くことをすべきではないか。
- ・宅建業者の重要事項説明の項目に、危険箇所であるかどうか、また、土砂災害警戒区域における避難計画の概要を追加することを検討する必要があるのではないか。

坂元大輔君（次世代）

- ・土砂災害防止法が施行されて 10 年以上経過しているが、土砂災害警戒区域等の指定が進んでおらず、今回の広島での災害が発生した。何が原因で指定が進まなかったのか、今回の改正でどう改められるのか。
- ・今回の改正で国土交通大臣が都道府県に基礎調査に関する是正の要求を行う場合は講ずべき措置を示して行うこととなっているが、具体的措置内容については裁量によるものと解されている地方自治法との整合性について見解を伺いたい。
- ・市町村の避難勧告の発令について、内閣府のガイドラインでは「土砂災害警戒情報の発表をもって避難勧告の判断基準とすることを基本とする」となっているが、実際には状況の総合判断による場合が多い。警戒情報の発表をもって主たる判断にし、避難勧告を速やかに発令するように促すべきではないか。

杉本 かずみ君（みんな）

- ・土砂災害警戒情報などの重要な情報が伝わらないリスクを回避し被災者を減らすために、情報を直接伝達するルールづくりや具体的に責任者を明確にしておく仕組みについて市町村に対して助言してはどうか。
- ・移転勧告の実績はこれまでゼロとなっている。危険な箇所に住民が住んでいる現実がある中で、災害発生前に自発的な移転を促す手段として、移転勧告を移転勧告、移転勧奨、移転誘導の三段階に分けるなどの検討を行ってはどうか。
- ・防災訓練等の質の向上を高めるため、米国陸軍が採用しているアフター・アクション・レビュー（AAR：訓練終了直後の検討）を活用すべきではないか。